

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-5-2-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づき公的資本増強を受けた銀行に対するフォローアップとの関係</p> <p>(1) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資本増強を受けた銀行に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン（注）に基づき行われることに留意する。</p> <p>(注) 主要なルールは、以下のとおりである。</p> <p>① 金融再生委員会決定</p> <p>イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成 11 年 6 月 29 日）</p> <p>ロ. 転換権付優先株の転換権行使について（平成 11 年 6 月 29 日）</p> <p>ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成 11 年 9 月 30 日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成 11 年 9 月 30 日）</p> <p>② 金融庁作成ガイドライン</p> <p>イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成 13 年 6 月 11 日）</p> <p>ロ. 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 4 月 4 日（平成 15 年 8 月 7 日一部改正））</p>	<p>I-5-2-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップとの関係</p> <p>(1) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資本増強を受けた銀行・銀行持株会社に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン（注）に基づき行われることに留意する。<u>なお、預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップ事務については、これらを準用することとする。</u></p> <p>(注) 主要なルールは、以下のとおりである。</p> <p>① 金融再生委員会決定</p> <p>イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成 11 年 6 月 29 日）</p> <p>ロ. 転換権付優先株の転換権行使について（平成 11 年 6 月 29 日）</p> <p>ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成 11 年 9 月 30 日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成 11 年 9 月 30 日）</p> <p>② 金融庁作成ガイドライン</p> <p>イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成 13 年 6 月 11 日）</p> <p>ロ. 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 4 月 4 日（平成 15 年 8 月 7 日一部改正））</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ハ. 公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について（平成15年6月30日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その2）（平成16年7月30日）</p> <p>（2）早期健全化法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記（1）のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（I-2-2（4）参照）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>ハ. 公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について（平成15年6月30日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その2）（平成16年7月30日）</p> <p>（2）早期健全化法及び預金保険法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記（1）のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（I-2-2（4）参照）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p>Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス</p>	<p>Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス</p>
<p>Ⅲ-3-1-4-1 意義</p>	<p>Ⅲ-3-1-4-1 意義</p>
<p>（1）銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、<u>公募増資は、通常、株式を公開している銀行が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（1）銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、<u>公募増資など証券会社を引受人として行われる増資の場合には、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。</u>（注1）</p> <p>（注1）証券会社の引受けに関するルールについては、「有価証券の引受け</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) しかしながら、<u>第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。</u></p> <p>また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール（注1）を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>（注1）一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ② 割当先名簿の作成 ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議 ④ 有価証券届出書の提出 	<p><u>等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第14号）」等を参照。</u></p> <p>(2) しかしながら、<u>預金及び貸出等の業務を営む銀行の増資が取引先等に対し直接に割当てを行う第三者割当増資である場合には、「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。</u></p> <p>また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。<u>ただし、増資を行う銀行を子会社とする銀行持株会社等を割当先とする第三者割当増資については、この限りでない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール（注2）を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>（注2）一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ② 割当先名簿の作成 ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議 ④ 有価証券届出書の提出

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み</p> <p>(5) また、告示第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする（注2）。</p> <p>（注2）資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <p>イ. 内部管理態勢の構築状況</p> <p>ロ. 優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後6か月間の事後点検を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ-3-3-1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ-3-3-1-1 意義</p> <p>(1) 法第12条の2第2項及び施行規則第13条の7は、銀行に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保する</p>	<p>⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み</p> <p>(5) また、告示第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする（注3）。</p> <p>（注3）資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <p>イ. 内部管理態勢の構築状況</p> <p>ロ. 優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後6か月間の事後点検を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ-3-3-1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ-3-3-1-1 意義</p> <p>(1) 法第12条の2第2項及び施行規則第13条の7は、銀行に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保する</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>Ⅲ－3－3－1－2 主な着眼点 （略）</p> <p>Ⅲ－3－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>（1）顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p>当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告</p>	<p>ための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。</p> <p><u>また、銀行はその業務に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている（法第 13 条の 3、施行規則第 14 条の 11 の 3）。これらの行為は、そもそも法第 12 条の 2 で定める業務の的確な遂行その他健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>Ⅲ－3－3－1－2 主な着眼点 （略）</p> <p>Ⅲ－3－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>（1）顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p>当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合、<u>顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合は、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p>(2) なお、検証の結果、経営としてⅢ－3－3－1－1（1）の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p>	<p>(2) なお、検証の結果、経営としてⅢ－3－3－1－1（1）の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことや顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>Ⅲ－3－3－2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能</p>	<p>Ⅲ－3－3－2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能</p>
<p>Ⅲ－3－3－2－1 意義</p>	<p>Ⅲ－3－3－2－1 意義</p>
<p>銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている（法第 12 条の 2 第 1 項、施行規則第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 13 条の 5、第 13 条の 7）。</p>	<p>銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている（法第 12 条の 2 第 1 項、施行規則第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、<u>第 13 条の 3</u>、施行規則第 13 条の 5、第</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) 預金等</p> <p>法第12条の2第1項の規定を踏まえ、預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。</p> <p><u>例えば、デリバティブ取引を組み込んだ元本割れの可能性のある預金商品については、デリバティブ取引を併せてみれば元本保証がないこと等の詳細な説明を行う態勢が整備されているか。また、変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか（施行規則第13条の3関係）。</u></p>	<p>13条の7、<u>第14条の11の3</u>）。</p> <p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) 預金等</p> <p>法第12条の2第1項及び<u>施行規則第13条の3</u>の規定を踏まえ、預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。<u>例えば、以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>デリバティブ取引を組み込んだ預金商品については、デリバティブ取引を併せてみれば元本保証がないこと等の詳細な説明を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を除き、以下の事項について、書面を交付して説明することとしているか。</u></p> <p><u>イ. 中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）。</u></p> <p><u>ロ. 満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること。</u></p> <p><u>なお、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合に</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) リスク商品 (略)</p> <p>(3) 相談・苦情処理機能 (略)</p> <p>Ⅲ－３－３－２－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p><u>も、当該預金商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供する必要があることに留意する。</u></p> <p>② 変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(2) リスク商品 (略)</p> <p>(3) 相談・苦情処理機能 (略)</p> <p>Ⅲ－３－３－２－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、<u>顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p> <p>また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) さらに、検証の結果、経営としてⅢ-3-3-1-1(1)の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>Ⅲ-6-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括す</p>	<p>(2) さらに、検証の結果、経営としてⅢ-3-3-1-1(1)の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたこと<u>や顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など</u>重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>Ⅲ-6-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制等が整備されているか。<u>また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会及び他の主要行等と連携し対応する体制が整備されているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間は具体的に計画されているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(参考) 「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、2003年7月)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p><u>連絡体制が整備されているか。</u>危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会及び他の主要行等と連携し対応する体制が整備されているか。<u>また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</u></p> <p>例えば、</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの<u>目標時間（当日中）</u>は具体的に計画されているか。</p> <p>ホ. <u>業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u></p> <p>(参考) 「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、2003年7月)</p> <p><u>「業務継続のための基本原則」(ジョイント・フォーラム、2006年8月)</u></p> <p>⑥ (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－６－３ 危機発生時における対応</p> <p>Ⅲ－６－３－１ (略)</p> <p>Ⅲ－６－３－２ 災害における金融に関する措置（<u>災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法</u>関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p><u>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。</u>こうしたことから、<u>災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－６－３ 危機発生時における対応</p> <p>Ⅲ－６－３－１ (略)</p> <p>Ⅲ－６－３－２ 災害における金融に関する措置（<u>災害対策基本法等</u>関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p><u>災害対策基本法第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。</u>こうしたことから、<u>災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急処理事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④（略）</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④（略）</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p><u>（注3）「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考として、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクションレター制度における回答を参照すること。（金融庁HP 「法令解釈に係る照会手続（ノーアクションレター制度ほか）」）</u></p>